

○ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（従属業務等） 第三十五条 法第十一条の六十六第二項第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農業協同組合のために行う場合を含む。）とする。 「一〇十四 略」 十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業</p>	<p>（従属業務等） 第三十五条 「同上」 「一〇十四 同上」 十五 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 「十六〇二十五 同上」 「二〇七 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	